

進路便り

No. 8

徳島県立みなと高等学園
進路指導課

「後期就業体験」が始まります

11月5日（火）より「後期就業体験」が始まりました。本校には、①「校内実習」②「事業所見学」③「現場実習」の3種類の就業体験があり、今回は「校内実習」と「現場実習」を併せて実施します。

1年生にとっては初めての現場実習になります。初めての経験なので緊張するのは当然ですし、上手いことないこともあるかもしれません。実習を通して自分の能力や適性について知り、「自己理解」を深めましょう。

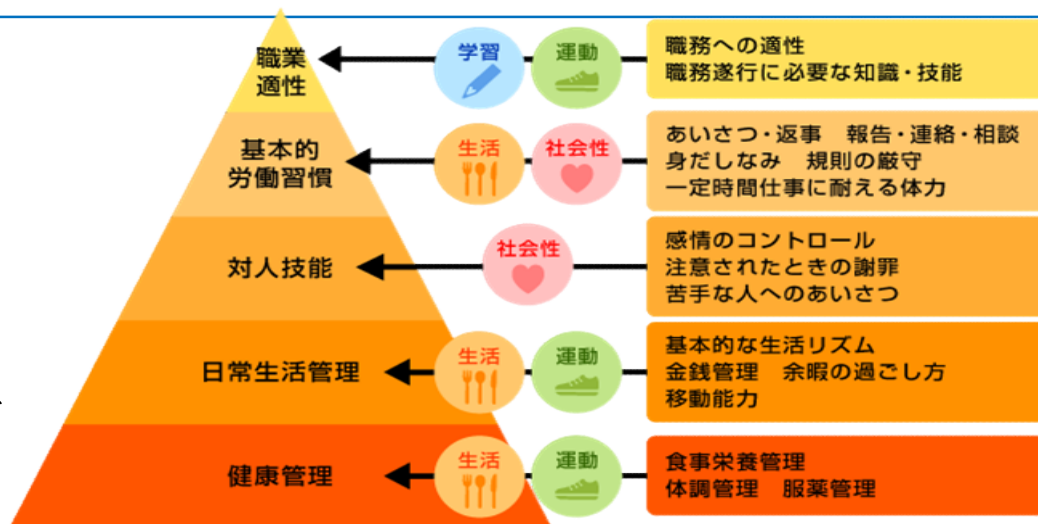
2年生は3回目の現場実習です。年明けにある「拡大進路相談」で自分の意見を伝えられるようになるためにも、自分の適性や課題を把握する「自己の課題の探求」をすすめ、進路の方向性をある程度決められるようにしましょう。

3年生は最後の校内実習になります。また卒業後の定着を見据えた現場実習も始まります。「自己実現」に向け、職業や社会生活に対する実践力を身につけましょう。夢の実現まであと少し、みんなでがんばりましょう！

職業準備性ピラミッドについて

皆さんは職業準備性ピラミッドを知っていますよね。どんなに作業ができて、ピラミッドの底辺が崩れると働き続けることは難しいことを表しています。

将来働き続けるために土台となる「健康管理」「日常生活管理」についてもう一度見直しを行いましょう。保護者や担任の先生にも相談し、自己評価だけでなく他者評価も意識してください。



最低賃金引き上げについて

皆さん、11月から「徳島県最低賃金」が896円から980円に改定されました。引き上げ額は全国でもっとも大きく、県内では過去最大となりました。卒業後、企業に就職する人は最低賃金法が適用されるので、皆さんの給料も上がるわけです。

896円 → 980円（84円up）

1日8時間働くとして計算すると・・・

1日あたり672円、1ヶ月だと約13,440円給料が増えることになります。

まもなく社会に出る3年生の皆さん、卒業後、働くということを意識できていますか？目標を持って学校生活を送れていますか？

合理的配慮を提供してもらう一方で、労働契約を交わし、給料をもらって働く以上、**誠実に一生懸命働く義務**を負います。そのことを我々教員も、採用される皆さんも、保護者の皆さんも認識してほしいと思います。

最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低限度以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。